

承 諾 書

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科長 殿

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科保健学専攻（博士前期課程）
に、 _____ が在職のまま入学することを承諾し
ます。

平成 年 月 日

住 所

会社・機関の名称

所属長職名

氏名

印

(参考)大学院設置基準第14条(抄)

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

承 諾 書

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科長 殿

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科保健学専攻（博士後期課程）
に、 _____ が在職のまま入学することを承諾し
ます。

平成 年 月 日

住 所

会社・機関の名称

所属長職名

氏名

印

(参考)大学院設置基準第14条(抄)

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

承 諾 書

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科長 殿

このたび、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科保健学専攻（博士前期課程）に在学中の_____が在職のまま修学を継続することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

会社・機関の名称

所属長職名

氏名

印

(参考)大学院設置基準第14条(抄)

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

承 諾 書

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科長 殿

このたび、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科保健学専攻（博士後期課程）に在学中の_____が在職のまま修学を継続することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

会社・機関の名称

所属長職名

氏名

印

(参考)大学院設置基準第14条(抄)

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。